

土木部各課長
土木部各出先機関長 様

技術管理課長

用材林等の伐採に要する費用の計上方法の改定について（通知）

用材林等の伐採に要する費用の計上方法については、平成 25 年 2 月 13 日付け 24 高建管第 1101 号により通知しているところですが、実際に必要となる費用が適切に反映されるよう、下記のとおり変更しますので通知します。

なお、本通知により、平成 25 年 2 月 13 日付け 24 高建管第 1101 号及び平成 27 年 9 月 8 日付け 27 高技管第 155 号「3. 伐採費用等」は廃止します。

記

1. 計上方法

(1) 共通仮設費 準備費の率分に含まれる項目

ア 伐開、除根、除草に要した費用。

イ 伐開、除根、除草による現場内の集積・積込及び整地、段切り、摺付け等に要した費用。

(2) 準備費（率分）には含まれないため、必要に応じて別途積み上げ計上する項目

ア 伐開、除根、除草に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用及びそれらの処理費用。

イ 立木の伐採、現場内の集積・積込、工事現場外への搬出及びそれらの処理に要した費用。

なお、設計書に計上する伐採費は、別表の各樹木毎の費用を胸高直径毎に計上すること。

【解説】

伐開・・・雑木や小さな樹木等の除去で、ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウによる作業
伐採・・・樹木をチェーンソー等により切り倒す作業

2. 適用

令和 2 年 4 月 1 日以降の積算に適用する。

3. 留意点

用材林等の伐採補償を行っている場合は、その立ち木の主幹部については、契約に基づき立ち木所有者に起業地外へ移転義務を課している。主幹部以外の枝部等について、工事の支障となる場合は、工事現場外への運搬及び処分に要する費用を別途計上できる。

また、取得補償の場合であっても、伐採後、工事の支障となる主幹部の集積及び処分が必要な場合は、それに要する費用を別途計上できる。

問い合わせ先
技術管理課
Tel 088-823-9826